

令和 2 年 9 月定例会議 振り返り事項 総務経済

1 自らが所属する常任委員会で追跡調査すべきと考える政策・事務事業等

(1) 一般質問から

- ビッグデータを活用しての財政分析は、今後の行財政運営に必要不可欠と思われる。議会としても、これらのデータを活用しながら、最適な行政経営の道筋を議論していくことが望ましいのではないかと。
- コロナウイルス感染症は社会経済に甚大な影響を及ぼしている。来年度予算では歳入の減少が予測されており、事業も取捨選択しなければならないだろう。行政には数字だけで語ることはできない事業もあるが、リーサスのデータは事業の費用対効果を知ることができる。議決をするためのひとつの情報として捉え、全議員で共有する場（例えば研修会など）があると良い。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止策による社会経済への甚大な影響は、現在でも続いている。国は、第2次補正予算などにより対策としているが、終わりの見えない状況の中では、今後の地方自治体への財政支援は、減少傾向が現れる。町において多くの財政支出を抱えながらの予算編成は厳しい状況になる。また、所得の減少などによる税収が落ち込むことが現れると予測される。以上の事から、「ウイズコロナ」という新たな観点を考えながらの第5期総合計画の事業計画および次年度予算案については、追跡調査すべきと考えます。
- 令和元年度決算では経常収支比率が87%となり、財政の硬直化が進んでいる。庁舎の返済もあり、ここ2～3年は緊縮財政にならざるを得ない。事業の必要性和財政見通しを確認し、必要な事業には予算をつける。所管委員会と担当課との情報共有を日頃から行い、議会の意思が反映できる調査を工夫すべきである。
- 今年度はシティプロモーションの計画を策定するとのことなので、民間事業者とどのような連携事業を進めていく考えなのか、確認すべきである。
- 5月の主要事業の調査を行っているが具体的な事業計画がみえない。その後の進捗状況について調査する。
- 新年度予算編成にあたっては廃止する事業も出てくるとと思われる。町の方向は理解しつつも財政的な視点だけでなく事業廃止によって町民の利益は損なうことはないのか、確認し進めていきたい。
- 上2つの内容と同じ取扱いとする。

(2) 質疑（討論）等から

- 財政の硬直化が進み、大きな投資を抑えるとの答弁があったが、必要な箇所にはやはり投資していく必要はあると考える。投資を抑える工夫として、コストの抑制につながる民間活用や歳入の増大に向けた投資のありかたを今まで以上に検討していく必要があるのではないかと。
- 上2つの内容と同じ取扱いとする。
- エンガワ、コロポックル、まちの駅はいずれも中心市街地活性化を目指すものである。重複しているものや当初の設置目的を拡大解釈した使い方をしているエンガワは廃止すべき。決算審査を終え、町は機能整理をするのでどのように整理したのか調

査すべきである。

委員会として調査する。

- 新嵐山スカイパークの圧雪車、降雪機をそれぞれ数台所有しているが、更新計画がどのようになっているのか確認しておきたい。

更新計画ではなく車両の管理をどのように行っているのか、調査する。

今年度の除雪計画に併せて除雪車の管理についても調査することとする。

2 他 の 常 任 委 員 会 に 追 跡 調 査 を 依 頼 し た い 政 策 ・ 事 務 事 業 等

(1) 一般質問から

- 地域包括支援センターの民間委託について

すべての民間委託に反対するものではないが、民間委託にすることの懸念を払拭できるよう継続して調査を進めていただきたい。

(2) 質疑（討論）等から

3 議 会 運 営 全 般 に 関 する 検 討 （ 定 例 会 議 を 通 じ て 、 改 善 に 向 け て 取 り 上 げ べ ぎ 物 の ）

なし

4 そ の 他 （ 定 例 会 議 を 通 じ て 、 改 善 に 向 け て 取 り 上 げ べ ぎ 物 の 、 審 議 方 法 な ど で 分 か ら な っ た 点 な ど ）

- 一般質問の際、質問内容をより明確にわかりやすく、できるだけ短い説明で質問できるように心がけたほうが、聞いている町民もわかりやすいのではないかと。

端的に質問をすることを心がける。

- 決算審査では議員の発言取り消しがあった。不穏当発言、不規則発言について確認したい。また質疑において行政へのお願いは厳に慎むべきである。以下根拠法で確認する。

【地方自治法第132条】

普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼な言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。

【法の趣旨は...】

本会議や委員会は地方公共団体の事務に関わる公の問題を議論する場であって、個人の問題を議論すべきではない。議事に関係のない個人の問題を取り上げて議論することは許されず、また公の問題を論じていてもその発言が職務上必要な限度を超えて個人の問題に立ち入って発言すべきではない。

質疑は議員が行政にお願いする場ではないことも含めて全議員で今一度確認したい。